

参考資料 1

(10/29地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会（第7回）資料）



地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会 取りまとめ骨子（案）

令和6年10月29日

環境省
大臣官房地域政策課



- 前回第 6 回検討会において、それまでの御議論を踏まえた課題・論点整理の資料をお示しし、改めて御議論をいただいたところ。
- 今回は、前回の御議論も踏まえ、
 - ①本検討会の取りまとめの全体イメージとして、取りまとめ骨子（案）（3 ページ）
 - ②骨子（案）の「4．地域脱炭素を加速するための具体的な取組」に該当する内容として、各論点項目別に「取りまとめの方向性」の案（4 ページ目以降）を御提示。
- *「4．地域脱炭素を加速するための具体的な取組」の各論点項目は、前回検討会でお示した「課題と論点整理」の各項目をベースとしている。
- 骨子（案）及び各論点項目別の「取りまとめの方向性」について、それぞれ忌憚のない御意見をいただきたい。

地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会取りまとめ 骨子（案）



1. はじめに

2. 地域脱炭素ロードマップ策定以後の取組の進捗

3. 顕在化してきた課題と今後考慮すべき新たな脱炭素技術等

- (1) 顕在化してきた課題
- (2) 今後考慮すべき新たな脱炭素技術等

本検討会での環境省を含む各府省庁説明資料等を元にこれまでの施策の進捗を記載

第6回検討会での「課題・論点整理」を元に記載

4. 地域脱炭素を加速するための政策の方向性と具体的な取組

I. 総論

II. 分野横断的な課題

- (1) 地域脱炭素の横展開
- (2) 国、都道府県、市町村、民間企業等の役割分担・連携
- (3) 情報・技術支援、資金支援、人的支援
- (4) 地域共生型・地域裨益型再エネの推進
- (5) 系統連携・地域におけるエネルギー需給マネジメント
- (6) 新たな技術の地域における実装・需要創出

III. 個別分野

- (1) 公共施設、住宅・建築物等の脱炭素化
- (2) 資源循環の高度化を通じた脱炭素化
- (3) 脱炭素型まちづくり
- (4) 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立
- (5) 見える化・行動変容

IV. 制度的対応

本日まで議論いただく「取りまとめの方向性」に基づき記載

5. おわりに

各論点項目別の取りまとめの方向性

＜前回検討会で提示した主な論点＞

- 地域脱炭素政策について、引き続き脱炭素と地域課題の同時解決に向け、地方創生に資する形で進めていくことを基本とすべきではないか。
- 地域での民間ビジネスの創出や地域の中小企業対策、熱分野の対策など、課題の残る部分について追加的な対策を検討すべきではないか。
- また、2030年、さらにはその後の2040年を見据えつつ、足下の施策の「実行」を加速すると同時に、足下の課題と新たな課題に対応すべきではないか。

取りまとめの方向性

- ・ 脱炭素ロードマップの策定以降、脱炭素先行地域の選定を始めとして、脱炭素政策が順次進展。ゼロカーボンシティを宣言した地方公共団体数も1,122に増加（2024年9月30日時点）。
- ・ 地方公共団体における独自の取組も進んでおり、着実に施策を推進していくことが必要。
- ・ 一方で、地域ごとに取組の進展に差異が生じ始めており、特に小規模な地方公共団体における専門的知見や人材の不足、さらには地域における再エネ導入に関するトラブルの発生や地方公共団体の財源不足など、事業の実施に伴い潜在的な課題が顕在化している。
- ・ 2050年カーボンニュートラルを実現するためには、地域の脱炭素化が必要不可欠であり、地方公共団体主導による再エネの地産地消を始めとする地方創生に資する地域脱炭素の更なる加速化が必要（地域脱炭素は地域の成長戦略に資する）。そのため、
 - 現行の地域脱炭素ロードマップの成果を踏まえ、2026年度以降も地域脱炭素政策を継続していく必要性があることから、今後の具体の施策の方向性を明らかにするため、今回の取りまとめを実施。
 - 2030年度温室効果ガス削減目標及び2050年カーボンニュートラルという国の目標に向けて、中間的な2035年、2040年も見据えつつ、地域脱炭素の全国展開のための基盤を強化・確固たるものとするため、2026年度以降の5年間において更なる施策を積極的に推進。
 - 地域課題解決と脱炭素を同時実現し、地方創生を目指すためにも、地域に根ざす都道府県、市町村、金融機関や中核企業など様々な主体が中心となって取組を補完し合い、それぞれの強みを活かして、地域主導の効果的な施策連携体制を構築。
 - 国として、引き続き、地域脱炭素の取組に関わるあらゆる政策分野において、脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、必要な施策の実行に全力で取り組む。

Ⅱ（１）地域脱炭素の横展開

＜前回検討会で提示した主な論点＞

- 脱炭素先行地域等における実践を加速すると同時に、取組の全国展開に繋げていくべきではないか。
- 先進性・モデル性の高い事例を標準化・類型化して波及させる方法を検討していくべきではないか。
- 小規模な地方公共団体や中小企業に対して脱炭素化の動きを波及させる方法論を検討していくべきではないか。

取りまとめの方向性

- 2030年までに少なくとも100の脱炭素先行地域を着実に実現するとともに、脱炭素先行地域以外の地域でも着実に地域脱炭素の取組を推進することが重要。脱炭素先行地域の先進性やモデル性の類型化・公表や、選定された地方公共団体のフォローアップを通じた優良事例や課題克服事例についての発信に加え、以下を実施する。
 - 地域脱炭素の加速化・全国展開につなげていくため、脱炭素先行地域・重点対策加速化事業や各府省の地域脱炭素に係る事業等で得られた事業性・効率性に関わる知見など実践的な具体のノウハウや、地方創生に資する優良事例を中心に、課題別・分野別に取りまとめ、改めて積極的に周知・発信。
- 特に小規模な地方公共団体においては人材等の資源不足等が明らかになり、また、地域経済の中心的な担い手である中小企業や農林水産業の脱炭素化の取組も引き続き課題となっている。そのため、
 - 地方公共団体間の役割分担を踏まえつつ、都道府県・政令市等による、小規模自治体への支援や地域金融機関や商工会議所等とも連携した中小企業等への支援を、情報・技術、資金、人材の観点から強化していく。

Ⅱ（２）国、都道府県、市町村、民間企業等の役割分担・連携

＜前回検討会で提示した主な論点＞

- 地域脱炭素を更に加速する観点から、地方公共団体の規模等に応じた役割分担を改めて検討すべきではないか。
- 都道府県による垂直連携や市町村間の水平連携により、小規模自治体に対する連携や支援を進めるべきではないか。
- 地方公共団体と地域の各主体（民間企業、地域金融、地域エネルギー会社等）の連携を更に進めるべきではないか。

取りまとめの方向性

- ・ 特に小規模市町村の多くで、単独で脱炭素のための計画を立案し、実行していくことには限界があることが明らかになりつつある。他方、広域自治体である都道府県は小規模自治体の区域を含めた区域施策編の策定が義務付けられており、脱炭素先行地域や重点対策加速化事業において、都道府県が管内の市町村の支援を行う等の取組も進められている。また、政令市等においても、中枢連携都市圏等の枠組みの中で他の市町村を牽引する形での取組も進められてきている。そのため、
 - 事務事業の脱炭素化については、全ての地方公共団体に実施責任があることを前提として、人員や専門能力の観点から限界がある小規模自治体については、都道府県や連携中枢都市圏と共同で実施することも検討。
 - 区域の脱炭素化については、施行時特例市までは温対法上の計画策定が義務となっており、それ以外の市町村では努力義務となっているものの、一部の市町村では人員や専門能力の観点から限界もあるところ。そのため、特にそのような小規模自治体においては、都道府県による実施や中枢都市圏等との水平連携等により実施することを基本として検討。その際、地域エネルギー会社等の活用も推進。

※ 小規模市町村についても、住民向けの広報・普及啓発については引き続き担う。
- ・ 地域脱炭素の実現のためには、地方公共団体のみならず、地域の金融機関や事業者等との役割分担・連携も重要。特に課題が多い中小企業等の脱炭素化については、
 - これまでの役割分担において都道府県等が産業政策を事務として主導してきていることを踏まえ、中小企業等の脱炭素化への支援は都道府県等が主導することを基本とし、その際必要となる地域金融機関との連携策について検討。
 - 地域産業への裨益の観点から、都道府県等の公設試験研究機関等における技術開発・実証や、広域のJ-クレジットの流通促進等への支援を検討。

Ⅱ（３）情報・技術支援、資金支援、人的支援①

＜前回検討会で提示した主な論点＞

地域脱炭素を加速するため、地方公共団体間の役割分担や見えてきた課題・新しい課題を踏まえ、

- **更に取り組むべき情報支援を検討すべき**ではないか。（地方公共団体にとって分析が難しい情報は何か）
- **更なる効果的な財政支援スキームを検討すべき**ではないか。
- 地方公共団体における施策立案・実行に係る技術的・人的な支援を検討すべきではないか。

取りまとめの方向性

（情報・技術）

- これまでも、自治体排出量カルテや地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル、地域経済循環分析、REPOS等の情報・技術支援を行ってきたが、地域脱炭素の推進に必要な情報の不足に対する対応のため、
 - 既に地方公共団体別に公開されている系統に接続されている再エネの導入量に加え、自家消費の再エネに関し、**国からの補助事業の情報に関する自治体ごとの積極的な提供等を推進**。
 - 地方公共団体からの要望を踏まえ、地域内で創出された再エネのうち、地域外へ移出して**他地域でのCO2削減量に寄与している量の評価方法を明確化**。
 - 脱炭素先行地域や重点対策加速化事業や各府省の地域脱炭素に係る事業等で得られた事業性・効率性に関わる知見など**実践的な具体のノウハウや地方創生に資する優良事例**を中心に、**課題別・分野別に取りまとめ、改めて積極的に周知・発信**。（再掲）

（資金）

- 都道府県も市町村も、脱炭素を推進するための財源確保は容易ではなく、更なる効果的な財政支援スキームが必要。そのため、
 - 地域脱炭素推進交付金による支援に加え、新たな技術等への対応を中心に**更なる効果的な財政支援スキーム**を引き続き検討。その際、**民間投資の呼び込みを一層促進するための金融手段の活用**も検討。

※ 地域の経済とエネルギーの循環を促進する地域エネルギー会社が再エネ事業を立ち上げる際、地域金融機関による融資等の円滑な実施が課題。そのため、脱炭素化支援機構（JICN）等とも連携し、地方公共団体が関与する地域エネルギー会社の再エネ事業について、金融面からの支援の実施を検討。

 - ペロブスカイト太陽電池等、新たに実用化されつつある脱炭素技術・製品の初期需要を創出すべく、**地域で実装する財政支援スキームを検討**。
 - 商用車の電動化や断熱窓の改修に対する支援、高効率給湯機器や熱導管等のGX製品の導入支援といった、**GX分野の需要創出に向けた支援を実施**。

Ⅱ（３）情報・技術支援、資金支援、人的支援②

＜前回検討会で提示した主な論点＞

地域脱炭素を加速するため、地方公共団体間の役割分担や見えてきた課題・新しい課題を踏まえ、

- 更に取り組むべき情報支援を検討すべきではないか。（地方公共団体にとって分析が難しい情報は何か）
- 更なる効果的な財政支援スキームを検討すべきではないか。
- 地方公共団体における施策立案・実行に係る技術的・人的な支援を検討すべきではないか。

取りまとめの方向性

（人材）

- 都道府県、市町村ともに、人員や体制、専門知識の不足が課題。また、地域において脱炭素の実施段階になった今、普及啓発だけではなく、具体的な事業の実施について支援することが必要。そのため、
 - 国において、どういった専門性のある人材がどこに求められているのか等について分析を行い、その結果に基づき、地方公共団体への専門人材派遣支援スキーム等における必要な専門人材プールの拡充を検討。その際、地域エネルギー会社や公営企業等の地域の専門人材の更なる活用を検討。また、マッチングにあたっては、都道府県や地方環境事務所が関与したきめ細やかな対応を図る。
 - 地方公共団体の各行政分野における脱炭素政策の底上げの観点から、地方公共団体で脱炭素政策を庁内横断的に統括する体制の設置を推進するとともに、そうした体制を専門的見地から補佐する人材（CGO補佐官等）の設置への支援を検討。
 - 地方公共団体職員向けの脱炭素に関する研修や企業とのネットワーキングについては、関係機関や専門家、企業等と連携しつつ、より実践的な内容となるよう充実させつつ引き続き実施。
 - 地域の中小企業の脱炭素経営を支援する地域金融機関や商工会議所等の体制構築や人材育成を推進。
 - 脱炭素化推進に向けて適切な知識を備えた人材が企業の内外でその機能を発揮できるよう、要件を満たす民間資格を認定する「脱炭素アドバイザー資格制度」を推進。
 - 大学、高専等の地域の教育・研究機関と連携した地域での人材育成・活用の推進。
 - 地方環境事務所に国の支分部局のワンストップ窓口を全ブロックで設置するとともに、地方支分部局同士の更なる連携を推進。

Ⅱ（４）地域共生型・地域裨益型再エネの推進

<前回検討会で提示した主な論点>

- 地域共生型で地方創生に資する再エネ事業を進めていくために、温対法の促進区域制度を始めとする法制度の適正な運用を進めていくべきではないか。
- 実効性のある促進区域制度や地域への利益還元の仕組みづくりなど、地域で再エネ導入が率先的に進む更なる仕組みが必要ではないか。
- 地域共生型の営農型太陽光発電や地熱発電などの拡大を進めていくべきではないか。

取りまとめの方向性

- 地方公共団体による再エネ導入の適正化・抑制を目的とした条例は増加傾向。国においても事業規律強化等の対策をこれまで随時実施してきたが、太陽光や風力等の再エネと地域との共生は大きな課題。また、温対法に基づく促進区域制度を創設したが、制度が期待したような区域設定等の例は未だ少ない。そのため、
 - 温暖化対策推進法に基づく再エネ促進区域制度について、地域や事業者に対する更なる効果的なインセンティブの付与を検討するなど、促進区域内で実施される再エネ事業を拡大するため仕組みを検討。その際、再エネの収益の一部を用いて地域に基金を造成し、地域の産業支援や課題解決に活用する等の事例も参考とする。
 - 国から地方公共団体に対し、環境影響やゾーニング手法等に関する情報提供を行うこと等により、促進区域の案件形成のための積極支援を実施。
 - さらに、上記のインセンティブ等を検討した上で、再エネの最大限の導入を図りつつ、地域共生の観点から、再エネの新規立地を促進区域内に誘導するための制度的な対応について検討。
- また、地域共生型・地域裨益型の再エネを進めるに当たり、以下の点について検討。
 - 大量排出の懸念が示されている太陽光パネルについて、リサイクルを促進するための制度的な対応を検討。
 - 下部農地での営農が適切に継続されていない事例が発生する等の懸念が示されている営農型太陽光発電について、地方公共団体、公設試験研究機関、地域の大学等と連携して行う実証事業等への支援を検討。
 - 地熱開発の加速化に関する対応を検討。
 - 地域の再エネを活用して地域に裨益する事業を行うものとして一定の要件を満たす地域エネルギー会社に対し、再エネの導入を推進するための制度的措置を検討。
- 再エネの最大限の活用の観点からは、需要と供給のマッチングが重要である。そのため、
 - 再エネポテンシャルの豊富な地域と需要地域での地域間連携を積極的に推進。

Ⅱ（５）系統連携・地域におけるエネルギー需給マネジメント

＜前回検討会で提示した主な論点＞

- 再エネの出力変動への対応として、**系統整備、蓄電池等の対策を更に推進していくべき**ではないか。
- 再エネの出力変動への対応・地域で再エネを最大限活用していく観点から、マイクログリッドやEVも活用して、**地域内での自立分散型のエネルギーマネジメントを推進していくべき**ではないか。

取りまとめの方向性

- 出力変動が大きい再生可能エネルギーを最大限活用していくためには、揚水発電や系統用蓄電池による調整力の確保や地域間連系線の拡張の推進により、再エネの出力制御を低減していくことが重要。
- その上で、電力系統に十分な余裕がない場合の円滑な再エネ導入は今後ますます大きな課題となることから、
 - 系統負荷軽減、再エネの地産地消、地域防災力の強化等の観点から、**DXを活用したマイクログリッド等の導入支援を実施**。
 - 自家消費による再エネの最大限活用のため、**蓄電池に対する導入支援**を実施。
 - 地域内で、住宅の太陽光発電や蓄電池、空調や給湯器等の需要側設備、EV等のモビリティや水素等も活用し、DXも活用した一体的な制御を行うことで、**系統に極力負荷をかけないより高度な地域エネルギーマネジメントシステム**（VPP等）を目指すモデルを構築することを検討。

Ⅱ（６）新たな技術の地域における実装・需要創出

＜前回検討会で提示した主な論点＞

- 脱炭素社会に向けて開発・実証されている**新たな脱炭素技術・製品の地域への実装による初期需要創出を進めていくべきではないか。**
- 加えて、公共調達を含めた**国や地方公共団体での率先的な導入を進めていくべきではないか。**

取りまとめの方向性

- 地域脱炭素は、社会経済情勢も踏まえ、今ある技術で取り組めることを中心に実施してきている。他方、脱炭素先行地域においては、ペロブスカイト太陽電池、水素混焼コージェネレーションシステム、VPPやブルーカーボンの創出等の新たな技術の実装に向けた挑戦が行われている。今後は技術の進捗も踏まえた脱炭素技術・製品を順次地域へ実装し、初期需要創出の観点も含め進めていくことが必要。そのため、
 - **従来の太陽光発電設備では設置困難な公共施設等の屋根等**については、今後普及が見込まれる**ペロブスカイト太陽電池の設置を推進。**
 - **再エネ等由来水素関連設備、DXを活用したVPP、スマート農業や営農型太陽光発電等を推進。**
 - **GX製品をはじめとした環境負荷低減が見込まれる先端的な製品・サービスをグリーン購入法に位置付け、公共調達の分野でも需要拡大を促進。**
 - 都道府県と**地域の公設試験研究機関等**が連携した脱炭素化に資する技術開発・実証を支援。（再掲）
 - 新たな脱炭素型製品・技術の**初期需要創出へつなげる**ようにするためにも、ペロブスカイト太陽電池を含む**GX製品・技術を地域内に面的に導入**する先進的なモデルを構築することを検討。

Ⅲ（１）公共施設・住宅・建築物等の脱炭素化

＜前回検討会で提示した主な論点＞

- 国や地方公共団体の公共施設における取組について、計画的かつ横断的に進めていくことが必要ではないか。
- 住宅・建築物の脱炭素化について、再エネの導入を含め、一層推進していくべきではないか。

取りまとめの方向性

- ・ 庁舎等の公共施設、住宅・ビルなどの建築物、空港などインフラの脱炭素化は、整備完了までにリードタイムが長い
ため、早期に取組を進めることが必要。2030年の公共部門の率先実行における再エネ導入目標の達成に向け、
公共施設における再エネ導入の加速を図ることも必要。そのため、
 - 脱炭素先行地域などで取り組まれている事例も参考にしながら、地域エネルギー会社等も活用し、複数の地方公共団体の施設への共同調達・設置等による太陽光発電の導入を推進。
 - 従来の太陽光発電設備が設置困難な公共施設等の屋根等については、今後普及が見込まれるペロブスカイト太陽電池の設置を推進。（再掲）
 - 地方公共団体の事務事業由来の温室効果ガス排出量のうち非常に多くの割合を占める廃棄物処理事業や、上下水道事業等における脱炭素の取組を更に推進。
 - 国土強靱化の観点も踏まえ、レジリエンスの強化に資する避難施設・防災拠点等の公共施設等への再エネ・蓄電池の導入を推進。
 - 公共施設（庁舎・学校施設等）のZEB化を推進
- ・ 住宅・建築物については、これまでも、建築物省エネ法に基づく省エネ基準適合範囲の拡大や建築物再エネ促進
区域制度の創設等を行ってきたが、更なる施策の推進が必要。そのため、
 - 一部地方公共団体による建築物への太陽光発電設備の設置促進の取組について、関係省庁が連携して知
見の共有を図る。また、建築物省エネ法において、戸建住宅に係る住宅トップランナー基準として太陽光発
電設備の設置に係る目標を設定。
 - 地域において、現行のZEH・ZEB基準の水準を上回る省エネ性能を有する新築の住宅・建築物の建設、
既設建築物の改修を面的に導入するモデルを構築することを検討。

Ⅲ（２）資源循環の高度化を通じた脱炭素化

<前回検討会で提示した主な論点>

- **資源循環の高度化**を地域脱炭素につなげていく取組を促進すべきではないか。
- 地方公共団体による**廃棄物処理や上下水道等の事業の脱炭素化**について、地域のエネルギー源としての活用を含め、さらに積極的に進めていくべきではないか。

取りまとめの方向性

- 令和 6 年 3 月に成立した、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」を踏まえ、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進することが必要。そのため、
 - 再資源化事業等高度化法の**再資源化事業等の認定制度の円滑な施行に向けた取組**や、再資源化のための**設備投資支援等の事業者支援**を推進。
- 廃棄物焼却について、地域によって異なるものの、地方公共団体の事務事業の温室効果ガス排出量の 3 割～ 4 割程度を占めることから、リサイクルの徹底、廃棄物処理の広域化等の取組を一層大胆に進めることが必要。そのため、
 - **プラスチックや生ごみのリデュース・リサイクルの徹底**、処理施設の**広域化による廃棄物処理事業の脱炭素化**等を引き続き推進。
 - また、地域の経済とエネルギーの循環を促進するため、**廃棄物焼却施設において発電した電気を地方公共団体が出資して設立する地域エネルギー会社に供給し、地域の企業や住民、地方公共団体の施設等に安定した脱炭素の電源を供給するなど、地域の脱炭素型電源の地域内での活用を推進。**
 - 地方公共団体の事務事業由来の温室効果ガス排出量のうち非常に多くの割合を占める**廃棄物処理事業や、上下水道事業**等における脱炭素の取組を更に推進。（再掲）

Ⅲ（３）脱炭素型まちづくり

<前回検討会で提示した主な論点>

- 人口減少化における都市や公共交通の課題について、脱炭素と連携する形で更に進めるべきではないか。
- 地域の脱炭素化に当たっても、データセンター等の新たな需要等を考慮した施策の検討が必要ではないか。

取りまとめの方向性

- 地域が直面する人口減少や高齢化を踏まえ、生活の利便性維持向上等を図るため進められているコンパクトシティ化や公共交通への利用転換などは、脱炭素の観点からも重要。そのため、
 - コンパクトシティ形成支援推進チーム等の枠組みにより、都市計画上の立地適正化について関係省庁と連携し推進。
 - 地域において、コージェネレーションシステム（CGS）や水素・熱導管、地域冷暖房の整備等により熱の脱炭素化を目指す都市GXを実装するモデルを構築することを検討。
 - 電動車等の導入促進や、燃料電池トラック等の商用車、商用車対応の大規模水素ステーションへの集中支援、水素供給への支援に加え、路線バスの電動化と再エネ供給、蓄電池のエネマネへの活用等を一体的に実施する公共交通のGXを実装するモデルを構築することを検討。
- データセンターや半導体関連産業などのエネルギー需要の大きな施設の立地が加速する一方、系統制約があることから、産業誘致などのまちづくりにおいても、再エネの地産地消など脱炭素の観点が重要。そのため、
 - 再エネポテンシャルが高いエリアにデータセンターや半導体関連産業等のエネルギー需要の大きな施設を誘導する施策を推進。
 - RE100企業等の誘致には、サプライチェーンを担う地域の中小企業の脱炭素化も重要となることから、都道府県等による、地域金融機関とも連携した中小企業の脱炭素化への支援を検討。

Ⅲ（４）食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

<前回検討会で提示した主な論点>

- 地域共生型の営農型太陽光発電などの拡大を進めていくべきではないか（再掲）。
- 地域での価値創出につながる森林や農業等によるクレジットについて、マーケットを作るべく取り組むべきではないか。

取りまとめの方向性

- ・ 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立の観点から、
 - みどりの食料システム戦略の実現に向けて、みどりの食料システム法に基づく認定等の拡大、クロスコンプライアンス（みどりチェック）の実施、新たな環境直接支払交付金の創設、環境負荷低減の取組の「見える化」の普及、J-クレジットの活用、スマート農業技術の開発・普及、バイオマスの利用拡大等により、環境負荷低減の取組を推進。
 - 環境負荷低減の取組の「見える化」については、畜産物や花き等の更なる対象品目の拡大に向けて検討。
 - J-クレジットについては、農地や畜産に由来する温室効果ガス排出削減に向けた農林水産分野の新たな方法論の策定や改訂を進めるとともに、取組の拡大を推進。また、地方公共団体等主体の農林水産分野におけるJ-クレジットの創出拡大等の推進策を検討。
 - 農山漁村に賦存する資源・再生可能エネルギーの地域循環を進めることにより、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業を実現し、それを支える地域の関連産業の活性化、災害時のレジリエンス強化、資金の地域外流出防止を図り、魅力ある農山漁村づくりを推進。
 - 脱炭素型農業モデルの構築のため、都道府県・政令市等の大学、公設試験研究機関等と連携して行う営農型太陽光発電等の実証事業等を支援。（再掲）
 - 地域において、次世代型太陽電池の農林漁業関連施設、営農型太陽光発電等への導入を含む取組を支援するモデルを構築することを検討。

Ⅲ（５）見える化・行動変容

＜前回検討会で提示した主な論点＞

- 各地域において、住民や企業に対し取組を分かりやすく見える化していくことが重要ではないか。
- 各地域において、カーボンフットプリントの活用や消費者教育との連携などにより、行動変容につなげる取組を検討すべきではないか。

取りまとめの方向性

- 脱炭素化に向けた行動変容を促すためには、住民や企業に向けて取組を分かりやすく示すことが必要。そのため、
 - 地方公共団体、企業、団体等と連携し、生活全般にわたる将来の暮らしの全体像・絵姿を示すとともに、ナッジ等の行動経済学の知見等を活用し、脱炭素につながる豊かな暮らし創りを後押しする「デコ活」を強力に促進。
 - 脱炭素先行地域等の実践で得られた行動変容を促す観点からの優良な事例等について、課題別・分野別に取りまとめ周知・発信。
- 地域の住民が、脱炭素や資源循環の取組に、容易に役割を果たせるシステムを構築することが重要。カーボンフットプリント（CFP）の取組は、消費者による商品選択の変化や市場における優位性の確保など、企業にとってのインセンティブにつながる形で進めることが必要。加えて、幅広い意味での行動変容につなげる観点からは、温室効果ガスのみならず、生物多様性やその他の環境負荷も含めて総合的に評価することが有用。そのため、
 - 業界、製品種毎のCFP算定・表示ルールの共通化等により、CFP表示を一般化させるとともに、認知度の向上を図り、脱炭素化につながる商品選択を促進。
 - 加工食品のカーボンフットプリントの算定に資するよう、官民で業界の自主算定ルールの検討を推進。
 - 農産物の生産段階における温室効果ガス削減と生物多様性保全に貢献する取組を評価し、消費者に向けてラベル表示する環境負荷低減の取組の「見える化」を推進。
- 幅広い主体の行動変容を促すため、消費者教育や学校教育等との連携も重要。そのため、
 - 地方公共団体の関係部局（環境部局・消費者行政部局等）の連携による消費者向け施策を推進
 - エコスクールの推進により、環境教育の教材として活用

取りまとめの方向性

- ここまでの内容を含め、地域脱炭素化の加速化に貢献する制度的対応について、以下のとおり検討を進める。
※いずれも（再掲）

<Ⅱ（４）地域共生型・地域裨益型再エネの推進> 関係

- 温暖化対策推進法に基づく再エネ促進区域制度について、地域や事業者に対する更なる効果的なインセンティブの付与を検討するなど、促進区域内で実施される再エネ事業を拡大するための仕組みを検討。その際、再エネの収益の一部を用いて地域に基金を造成し、地域の産業支援や課題解決に活用する等の事例も参考とする。（再掲）
- さらに、上記のインセンティブ等を検討した上で、再エネの最大限の導入を図りつつ、地域共生の観点から、再エネの新規立地を促進区域内に誘導するための制度的な対応について検討。（再掲）
- 地域の再エネを活用して地域に裨益する事業を行うものとして一定の要件を満たす地域エネルギー会社に対し、再エネの導入を推進するための制度的措置を検討。（再掲）
- 大量排出の懸念が示されている太陽光パネルについて、リサイクルを促進するための制度的な対応を検討（再掲）

<Ⅱ（６）新たな技術の地域における実装・需要創出関連> 関係

- GX製品をはじめとした環境負荷低減が見込まれる先端的な製品・サービスをグリーン購入法に位置付け、公共調達の分野でも需要拡大を促進。（再掲）

<Ⅲ（１）公共施設・住宅・建築物等の脱炭素化> 関係

- 一部地方公共団体による建築物への太陽光発電設備の設置促進の取組について、関係省庁が連携して知見の共有を図る。また、建築物省エネ法において、戸建住宅に係る住宅トップランナー基準として太陽光発電設備の設置に係る目標を設定。（再掲）